

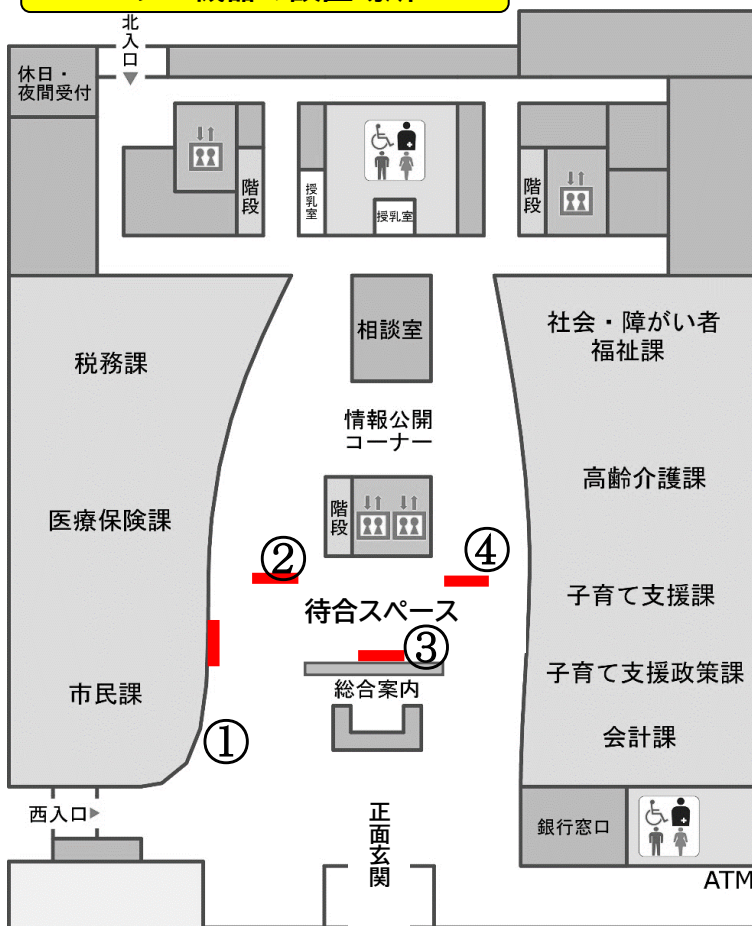
# 市庁舎のモニターで広告放映してみませんか？

飯塚市では、新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、市庁舎等（本庁舎、支所庁舎）に行政情報や広告映像を放映できるモニター機器を設置しています。（平成 22 年 4 月から開始）

## ■モニター広告とは

市役所本庁舎及び各支所内にモニター機器を設置し、市役所からのお知らせ等の行政情報と併せて広告映像を放映します。市役所に来庁された市民や手続きをお待ちの来庁者などに、各種の情報を提供することができます。

## ■モニター機器の設置場所



①本庁舎1階 市民課窓口設置モニター (55インチ)



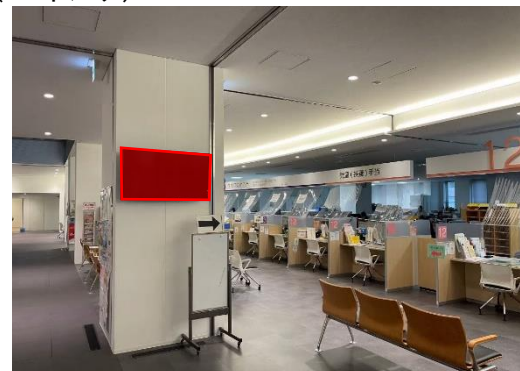
②本庁舎1階 市民課前設置モニター (42インチ)



③本庁舎1階 市民課待合ロビー設置モニター (55インチ)



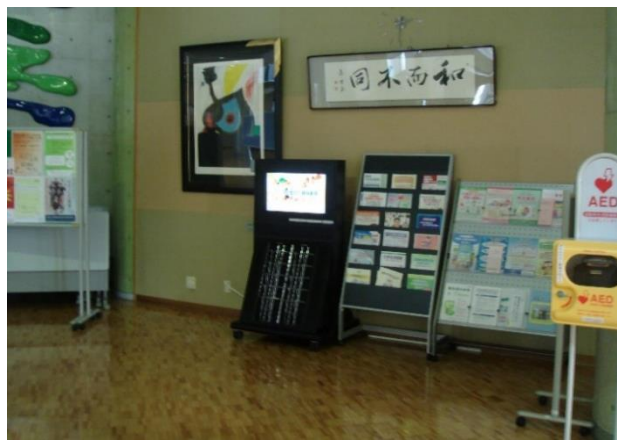
④本庁舎1階 子育て支援課前設置モニター (42インチ)



◆穂波支所 (26 インチ)



◆筑穂支所 (26 インチ)



◆庄内支所 (26 インチ)



◆穎田支所 (26 インチ)



### ■広告映像等の放映時間帯

市役所本庁舎及び各支所の開庁時間に放映します。

(開庁日時) 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(その他の開庁日時) 毎週木曜日・午後 7 時までは本庁及び穂波支所のみ窓口延長業務

### ■広告掲載に関するお問い合わせ先

広告の掲載に関するお問い合わせは、下記の広告代理店までご連絡をお願いします。

ながた

長田広告株式会社 北九州営業所

住 所 福岡県北九州市八幡東区東田 1 丁目 6 番 3 号

電話番号 093-663-0300

F A X 093-663-0302

E-mail kitakyushu-csjm@ad-nagata.com

※長田広告株式会社が市の広告掲載基準等に基づき、広告主の取りまとめを行います。

広告の掲載は広告主と長田広告株式会社との契約となります。

※広告の枠数の都合上、ご希望にそえない場合がありますので、ご了承をお願いします。

### ■広告の掲載基準

広告掲載基準の詳細は、本概要掲載ページの下部にあります「飯塚市広告掲載基準」をご覧ください。